

(6) 災害や感染症への対応

近年の全国的な災害の発生状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、高齢者等の特に配慮が必要な人への支援体制の整備が必要です。

①要配慮者の被害防止対策と被災者への支援

【現状と課題】

- ・ 近年は、大きな自然災害が毎年発生している状況であり、市町村や介護事業所等と連携して、自然災害対策の更なる強化に取り組む必要があります。
- ・ また、災害による被害を最小限に抑えるため、要配慮者の円滑な避難に必要な対策や避難生活の支援に必要な体制の整備に取り組む必要があります。

【目指すべき方向】

- ・ 高齢者施設等における平時からの防災対策の強化を推進するとともに、災害発生時にも必要なサービスの提供が継続できる支援体制や応援体制の構築に取り組めます。特に、洪水時の浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内にある高齢者施設等においては、各施設の防災対策の取組状況を把握しながら、市町村と連携して必要な支援を行います。
- ・ 要配慮者のうち避難行動要支援者が安全に安心して避難できるよう、その支援体制の強化に取り組めます。
- ・ 要配慮者の二次被害防止に向け、避難生活における健康の維持・悪化防止に必要な災害福祉等の充実に取り組めます。

【個別施策】

○施設等における災害対策の強化

- ・ 高齢者施設等における非常用自家発電設備や給水設備、垂直避難用エレベーター、スロープ等の設置や災害危険区域からの移転を支援するなど、様々な災害を想定した施設整備を進めます。

○要配慮者利用施設への支援

- ・ 市町村地域防災計画で要配慮者利用施設と位置づけられている高齢者施設等については、各施設の避難確保計画の策定状況や避難訓練等の取組状況を把握するとともに、災害時に円滑に避難活動が図られるよう市町村と連携しながら支援します。

○事業継続計画（BCP）策定等への支援

- ・ 災害時にあっても、最低限のサービス提供を維持できるよう、高齢者施設等が行う物資の備蓄、事業継続計画（BCP）の策定等に係る必要な助言など適切な支援を行います。

○専門家や地域住民と連携した防災対策への支援

- ・ 高齢者施設等において、災害への対応力強化が図られるよう、専門家によ

る防災研修や、住民参加型の防災訓練の実施等を支援します。

○避難行動要支援者の実効性のある避難支援体制の確保

- ・市町村が作成する避難行動要支援者の避難支援に係る個別避難計画について、福祉部局と防災関係部局で連携し、該当者の特性に応じた作成・見直しの支援を行うとともに、避難訓練等の実施による検証結果を踏まえた計画の実効性の確保を図ります。

○災害時の被災者支援体制の整備

- ・関係団体と協力の上、一般避難所及び福祉避難所において必要な福祉サービスを継続的に提供できるよう、熊本県災害派遣福祉チーム等の円滑な派遣体制を整備するとともに、人材の確保・育成に取り組みます。

②感染症に対応したサービス提供体制の整備

【現状と課題】

- ・一般的に高齢者が感染症に罹患した場合、重症化するリスクが高く、また高齢者施設等においては集団発生（クラスター）となるケースもあることから、平時から感染防止対策を講じておく必要があります。
- ・高齢者施設等においては、職員一人ひとりが感染防止対策を実施するとともに、感染防止を実践する組織的な体制の整備を進めておく必要があります。
- ・感染が発生した場合であっても、介護サービスが安全かつ継続的に提供されるよう、事業継続計画（ＢＣＰ）に基づき対応する必要があります。
- ・また、施設内療養者に対応するため、迅速かつ適切に医療を提供できる体制を構築する必要があります。

【目指すべき方向】

- ・感染症の特徴に合わせた対応等について、迅速かつ適切に情報提供を行います。
- ・高齢者施設等における平時からの感染対策を強化します。
- ・新興感染症が発生・流行した場合においても、サービスの提供を継続できるよう支援します。

【個別施策】

○迅速かつ適切な情報提供

- ・感染症の流行に合わせ、その特徴や対応等を県のホームページや各施設のメーリングリスト等を通じて、迅速かつ適切に情報提供します。

○平時における感染対策

- ・自己点検のためのチェックリストや研修動画等、高齢者施設等が平時から感染対策を強化するために活用できる素材を県のホームページ等を通じて提供します。

- ・高齢者施設等における事業継続計画（ＢＣＰ）に基づく訓練・研修の実践に即した反復実施を支援します。
- ・高齢者施設等における医療機関との連携構築を支援します。
- ・新興感染症がまん延した場合、高齢者施設等で療養する患者に、一定の医療提供等が行えるよう、医療機関、薬局、訪問看護事業者と医療措置協定を締結します。

○新興感染症が発生した場合の対応等

- ・緊急時に必要な衛生物資や検査物資等の提供を図ります。
- ・サービスの提供が継続できるよう、応援職員の派遣を支援します。
- ・医療的支援が必要な高齢者施設等に対し、医療措置協定を締結した医療機関等により医療が提供できるよう支援します。
- ・在宅生活を送る高齢者についても、市町村や介護サービス事業所等と連携し、必要な支援を行います。